

会 議 報 告 書		
会 議 名	令和4年第2回草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開 催 日 時	令和5年2月13日(月) 13:30~14:25	
開 催 場 所	南部健康福祉事務所(草津保健所)3階 大会議室	
委 員	氏 名	氏 名
	佐藤 卓利	山本 茂美
	清水 啓司	藤本 薫
	高島 聡	小川 義三
	油布 輝義	阪井 美代子
事 務 局	健康福祉部：安藤副部長	
	介護保険課：高阪課長、木村参事、島川課長補佐、安土主任	
記録作成者	介護保険課 介護保険係 安土	

1. 開会

【草津市附属機関運営規則に基づき、本委員会が成立していることを報告】

2. 議事

(1) 令和4年度 運営指導の結果について

○事務局

【資料1に基づき説明】

○委員長

ただ今、説明いただいた件について、質問・意見はあるか。

○委員

指導の数が多い印象を受けたが、原因は。

○事務局

昨年度の介護保険法の改正により、新たに新設された基準があり、その項目については、令和6年3月31日までと経過措置が設けられているものであることから、作成段階である事業所が多く見られたため、主な指導内容として挙げてさせていただいている。そのため、経過措置の期限までに作成するよう、今年度末に行う集団指導において、事業所へ周知・情報提供を行う予定である。

○委員長

運営指導の実施計画について、どのような順番で実施しているのか。

○事務局

特に決まりはないが、できるだけ同じサービス種別で固めて、1年間のスケジュールを計画している。

○委員長

集団指導はどのような形態でされるのか。1つの場所に集まっていただき、行うものなのか。

○事務局

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってからは、資料の配布や、草津市のホームページでの公開により行っていた。しかし、運営指導の際、事業所側からのご意見もあり、今年度においてはZOOM等を活用して実施することを検討している。

○委員

運営指導の対象に、地域包括支援センターがあるが、地域包括支援センターを指導するとはどういうことか。

○事務局

地域包括支援センターの事業の中には、一般の方がイメージされるような、地域支援の相談業務以外に、「介護予防支援」という業務がある。要支援者が介護サービスを利用する際に必要となる、介護予防サービス計画というものを作成する業務等が含まれており、その「介護予防支援」に対する指導権限を指している。

○委員長

他に意見はないか。

○委員

3つ質問がある。

まず1つ目。文書指摘に、介護職員処遇改善加算について、実績報告の内容と賃金台帳が乖離していた、とあるが、職員に対して処遇改善が支払われていなかったということか。

2つ目に、特定事業所集中減算について、前回に引き続き減算がかかっていることに対する指導なのか。それとも、利用者を抱え込む状態になっていることに対する指導なのか。内容が混在しているように感じる。

3つ目に、指摘事項以外に好事例等はなかったのか。もしあれば教えていただきたい。

○委員長

「介護職員処遇改善加算」や「特定事業所集中減算」という専門用語についても、事務

局から説明いただきたい。

○事務局

まず1つ目の質問について、「介護職員処遇改善加算」というのは、介護職員に対して賃金を改善するための加算である。そのため、この介護職員改善加算を正しく職員の給料に充てているかについて、草津市へ提出されている実績報告書と賃金台帳等を照らし合わせて確認を行った。その結果、当該事業所は、介護職員処遇改善加算を職員の給料に正しく反映されていることが確認できた。しかし、実績報告書の入力の方法が間違っていたため、正しい入力の方法等を伝え、訂正した実績報告書を速やかに当課へ提出するよう、指導を行った。

2つ目の質問について、「特定事業所集中減算」というのは、居宅介護支援事業所におけるケアマネジメントの公正中立性を確保するために、同一事業所によるサービス提供の偏りを防止するための減算である。もし、正当な理由なく、前6ヶ月間に作成した、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一事業所によるサービス提供数が80%を超えていた場合、居宅介護支援事業所の報酬に対し、減算を行うものである。

指導内容については、抱え込みのような状況に対して、前回の運営指導時にも指摘しており、状況を改善するための計画を事業所からいただいていたところであるが、今回の運営指導時にも、状況を改善する機会が何度かあったにもかかわらず、その機会を活かしていなかったことを確認したため、今回文書指摘を行った。

最後に、好事例については、今回の資料には記載していないが、運営指導を行っている中で、工夫されている点を見つけた場合等は、事業所への運営指導結果通知にも好事例として挙げさせていただくほか、集団指導においても、紹介させていただいている状況。

○委員

指導結果だけを見ていると、介護サービス事業所に対して、悪い受け止め方をしてしまうため、小さなことでも今後は好事例を挙げていただければと思う。

特定事業所集中減算については、減算が事業所に対してかかっているため、減算がかかっていることに対して指導するというよりは、やはり抱え込みに対して指導を行うのが妥当であると思う。

○事務局

おっしゃる通りである。抱え込みを行っている事業所は、結果的に特定事業所集中減算

がかかっているため、今回このような指導結果になった。市としては、多くの市民に利用してもらえよう、事業所の指定を行っており、特定の居住系施設を利用している方だけに対して指定をしているのではないことを、今後も事業所に伝えていきたいと思う。

○委員長

業務改善勧告についてだが、通報はどこからあったのか。

○事務局

通報者の保護の観点からお伝えできない。

○委員長

他に意見はないか。

○委員

抱え込みについてだが、私も難しい問題だと思っている。事業所は、自社のサービスを使うよう、誘導するような説明をする事業所もあるため、利用者側がどれだけ情報を集めて、どのような判断をされるかが重要になってくると思う。

○委員長

他に意見はないか。

○委員

業務継続計画の作成について、経過措置が3年間あると思うが、事業所は作成するにあたって、どのような点に困っているのか。作り始めている事業所はどのような事業所か。

○事務局

既に作成され始めている事業所は、大きい法人が多い。しかし、同一法人内でも、事業所ごとにサービス種別等の条件が異なっていると、各事業所に対し、業務継続計画を作成しなければならないことから、法人の大小に関わらず、未作成の事業所もある。

また、当該計画は必要な項目がとても多く、それらを埋めていくことに時間を要している状況である。

このような相談を受けることが多々あるため、今年度の集団指導において、質問等を受け、事業所に対して助言等を行っていく予定である。

3. 閉会

以上